



ひまわり

山原 治

税理士
社会保険労務士
行政書士

事務所

税経労務通信

編集 発行人

税理士 山原 治
社会保険労務士
行政書士
〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

7月

(文月) JULY

21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント iDeCo+ (イデコプラス)

中小企業の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に上乘せして、掛金を拠出できる制度。本制度を利用するには、企業型確定拠出年金などの企業年金を実施していない従業員300人以下の中小企業であることが要件。事業主掛金は全額損金算入でき、加入者掛金は全額が所得控除の対象となります。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

令和7年度税制改正 ～所得税関係～ 年収の壁とは？

昨今、「103万円の壁」という言葉が頻繁に新聞・テレビやインターネットで取り上げられてきました。103万円とは、給与所得控除の55万円と所得税の基礎控除である48万円を合計した金額であり、給与収入に係

る所得税の非課税限度額を示したものです。

パート・アルバイト従業員が、所得税が発生することを避けるため、年間の給与収入が103万円を超えないよう勤務時間の調整を図ることは、どの職場でも広く行われてきました。103万円の壁の存在が職場の人手不足の一因になっているとの指摘もあり、様々な議論の結果、令和7年度税制改正で見直しが行われたのです。

給与所得の収入金額については、103万円のほか、106万円・130万円・150万円・201万円についても税金や社会保険料負担が生じる壁があります。今回は、これらの壁の種類と103万円の壁の改正内容をみていきます。

103万円の壁とは？

103万円は所得税の非課税限度額です。妻がパート・アルバイト従業員、夫（扶養者）が会社員の例で説明すると、令和6年までは、妻の給与の年間収入金額が103万円以下（合計所得金額48万円以下）であれば、

妻は所得税が課税されることはありませんでした。

また、夫の合計所得金額に応じて、38万円から13万円（妻が70歳以上の場合）は48万円から16万円（配偶者控除を、夫が適用することができました。

106万円の壁とは？

106万円は社会保険加入の基準となる金額です。従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイト従業員で、週の所定労働時間が20時間以上かつ給与の年間収入金額が106万円以上となった場合などに、社会保険の加入義務が生じます。

健康保険料や厚生年金保険料の負担が生じると、給与の手取り金額が減るため、所得税の103万円の壁と同様、パート・アルバイト従業員が労働時間の調整を行い、結果的に人手不足の原因になっているとの指摘があります。

130万円の壁とは？

130万円も社会保険に関する基準となる金額です。給与の年間収入金額が130万円を超

えた場合は、106万円の壁と異なり、勤務先の規模などに関わらず、全ての人に国民健康保険や国民年金の加入義務が生じます。

150万円 201万円の壁とは？

150万円と201万円の壁は税金の壁です。前述の、妻がパート・アルバイト従業員、夫（扶養者）が会社員の例で、令和6年までの金額基準をみていきます。この場合、妻の給与の年間収入金額が103万円を超えた場合、夫は所得税の配偶者控除は適用できませんが、妻の合計所得金額と夫の合計所得金額に比べて、38万円から1万円までの配偶者特別控除を、夫が適用することができました。

配偶者特別控除は妻の合計所得金額に応じて、満額である38万円から順次減額されますが、150万円は、配偶者特別控除を満額適用することができなくなる妻の給与の年間収入金額を指したものです。そして201万円は、配偶者特別控除そのものが適用できなくなる金額です。

令和7年度税制改正による 年収の壁の変更点

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の軽減と就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除額と給与所得控除の最低保障額が、それぞれ10万円引き上げられました。令和7年分以降の給与所得控除額は、「表1」とおりです。

これに加えて、基礎控除の上乗せが行われます。具体的には、令和7年分と8年分の所得税については、「表2」のとおり、合計所得金額655万円（給与収入850万円）以下の場合に4段階で控除額の上乗せ（加算）を行い、令和9年分以降については、「表3」のとおり、合計所得金額132万円（給与収入200万円）以下の場合に37万円の上乗せをすることとなりました。

以上の改正が行われた結果、103万円であった所得税の非課税限度額は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合は188万円）に引き上げられました。

まとめ

今後、社会保険加入の基準も順次見直されていくことが想定されています。働き手の側も、雇用する側も、年収の壁をめぐる今後の改正には、十分配慮していく必要があります。

【参考資料】
財務省
パンフレット
「令和7年度
税制改正」



【表1】給与所得控除の額（令和7年分以降）

給与等の収入金額	給与所得控除の額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

【表2】基礎控除額（令和7年分・同8年分）

合計所得金額	基礎控除額	上乗せ額（特例部分）	基礎控除額合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超 336万円以下		30万円	88万円
336万円超 489万円以下		10万円	68万円
489万円超 655万円以下		5万円	63万円
655万円超 2,350万円以下		-	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	-	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	-	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	-	16万円
2,500万円超	0	-	0

【表3】基礎控除額（令和9年分以降）

合計所得金額	基礎控除額	上乗せ額（特例部分）	基礎控除額合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超 2,350万円以下		-	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	-	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	-	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	-	16万円
2,500万円超	0	-	0

税金クイズ

お酒には食料品などのような生活必需品とは異なる特殊な嗜好品としての性格に着目して酒税を課しています。それでは、最も多く税金がかかっているお酒は、次のうちどれでしょうか？

- ① ビール
- ② 清酒
- ③ ウイスキー

【解説】

お酒は、種類ごとの生産・消費の状況等を踏まえた税負担を求めるため、その製造方法や性状等によりお酒を分類し、それぞれ異なる税率を定めています。また、お酒には酒税のほかに消費税がかかります。

お酒の値段に占める酒税と消費税の合計額の割合（酒税等負担率）は、ビール633mlで40.7%、同350mlで37.4%、発泡酒

350mlで33.8%、清酒1,800mlで17.3%、果実酒720mlで19.0%、焼酎甲類1,800mlで37.5%、焼酎乙類1,800mlで30.8%、ウイスキー700mlで23.4%です。

なお、現在、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、税込中立の下、酒税の改正が段階的に実施されています。

ビール系飲料の税率は、令和8年10月に1kl当たり15万5千円（350ml換算54.25円）に一本化されます。ビールは値下げ、発泡酒は値上がりです。清酒、果実酒等の醸造酒類の税率は、令和5年10月に1kl当たり10万円に一本化されました。清酒は値下げ、果実酒は値上げです。チューハイ等の発泡性酒類の税率は、令和8年10月に1kl当たり10万円（350ml換算35円）に引き上げられます。…何を飲んだらお得なのか、わからなくなってきました。

正解は、①ビールでした。

（出典：財務省資料）

KEY WORD

相続財産が未分割のときの申告

相続税の申告期限は、相続財産が分割されていない場合であっても被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。分割されていないことで相続税の申告期限が延びることはありません。

相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人が民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したとして相続税の額を計算し、申告と納税をすることになります。その際、小規模宅地等の減額や配偶者の税額軽減等の特例は適用できません。この申告をした後に、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。このときにおいて上記の特例を適用することができますが、特例の適用ができるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合に限られます。

消費税

転貸を前提とした住宅の貸付け

個人AがB社にアパートを一括賃貸して、B社が一般に居住用として賃貸します。消費税は、B社と賃借人との賃借料は非課税ですが、AとB社の間での賃借料は、どうなるでしょうか。

住宅の貸付けについては、契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合について非課税となりますから、賃借人が転貸する場合は

あっても、転貸後において住宅として使用することが契約書その他において明らかにされている場合には、住宅の貸付けに該当するものとして取り扱い、非課税となります。

つまり転貸後において、住宅として使用することがAとB社の間の賃貸借契約書等で明らかにされていれば、AとB社の間の賃借料も非課税となります。